

令和 4 年度第 1 学期学生募集広報

オンライン講演会実施・運営

ならびに開催報告に係る日本経済新聞を使用した広報業務

仕 様 書

放送大学学園

仕様書

1. 件名 オンライン講演会実施・運営ならびに開催報告に係る日本経済新聞を使用した広報業務
2. 目的 令和4年度第1学期の学生獲得を目指し、オンライン講演会の実施・運営ならびに開催報告に係る全国エリアでの採録広告の掲載で、放送大学の認知と理解促進を図る。
3. 仕様（掲載紙・掲載サイズ・掲載期間等）
 - (1) 品目 全国におけるオンライン講演会実施・運営ならびに開催報告に係る広報業務
 - (2) オンライン講演会開催想定時期 令和4年2月上旬～中旬で1回開催
 - (3) 掲載紙・掲載サイズ等
日本経済新聞を使用し、講演会募集告知、採録広告、学生募集広告の計20段以上を朝刊全国版に掲載する（募集告知の5段以上分は夕刊掲載も可）。
 - (4) 掲載期間
 - ・令和4年 1月中旬～下旬 募集告知広告 全5段以上
 - ・令和4年 2月下旬～3月上旬 採録広告 全10段（日経電子版含む）
 - ・令和4年 2月下旬～3月上旬 学生募集広告 全5段
4. 調達範囲
請負者は、以下についてのオンライン講演会の実施・運営、告知、採録広告の制作及び広告掲載の実施業務を行う。
 - (1) オンライン講演会の運営
 - ・放送大学の主催事業とし、新聞社も主催もしくはそれに準ずるものとする。
 - ・請負者は、オンライン講演会の開催を新聞社の紙面で充分告知し、多くの参加者を募る。
 - ・請負者は、講演会運営にあたり新聞社に事務局を設置し、Webでの応募受付フォームを開設のうえ、問い合わせ対応を行い、応募および参加者のアドレス等の個人情報は、請負者を通じて放送大学に提供する。
 - (2) オンライン講演会の実施（オンライン配信）
 - ・オンライン配信の出来る収録スタジオ又は、それに準じる会場および配信用機材と配信スタッフは、放送大学が手配する。
 - ・検温や消毒、充分な換気とソーシャルディスタンスを維持し、衛生面と感染症防止の対策を取りながら、講演会を運営、実施する。
 - ・講演会講師は放送大学が手配する。司会進行にあたる人員は請負者が手配し、放送大学と調整の上決定する。
 - ・講演会は、オンラインでの配信およびWebでの再配信をすることとする。
 - ・講演会開催の進行台本を制作する。
 - ・講演会開催後に、大学説明会を実施する。（説明会15分、質疑応答15分程度）
 - ・講演会終了後、実施報告書を作成し提出する。
 - (3) 広告の企画・制作
 - ア 講演会告知広告
 - ・講演会の募集告知を新聞社組みにて原稿を制作する。
 - イ 記事体（採録）広告
 - ・デザイン、レイアウトは、オンライン配信がわかる紙面作りの工夫を施す。

- ・放送大学ロゴマーク、図表、写真等は、放送大学が提供するものとし、デザイン、レイアウト調整を行い、新聞社組みにて広告原稿を制作する。
- ・新聞本紙同様、特設 Web サイトでの採録記事を制作、掲載する。また、Web の採録記事掲載は二次使用として 1 年間掲載を可能とする

ウ 校正作業

- ・放送大学が了解するまで、ゲラでの校正出しを行う。
- ・請負者には校閲者を置き、全体的なレイアウト、デザイン、用語、単位等の統一の校正を実施するとともに新聞社との校閲調整を行う。

エ 電子データの作成

二次利用するための電子データ（入稿データ・PDFデータ）を作成し、放送大学に提供する。提供方法は別途、電子ファイルで渡すこととする。

(5) 広告掲載

掲載紙に対し、令和 4 年 1 月中旬～下旬および、令和 4 年 2 月下旬～3 月上旬の間の広告掲載手続きを行う。

なお、天災やコロナウイルス感染症拡大等における緊急事態その他、不可抗力等請負者の責任によらない事情で、上記期間中の掲載ができなかった場合、請負者へのペナルティは求めない。

(6) 作成業務全般の管理

ア 請負者は、スケジュール（工程表）を放送大学に提出し、円滑に業務を進めるものとする。

イ 請負者は、放送大学と協議のうえ、適宜スケジュールの見直しを実施する。

5. 応札者の条件

日本経済新聞社に対し直接の取扱い口座を有し、広告掲載業務の請負実績及びリモート講演会が、それぞれ 1 年以内に複数回の開催実績を有すること。

6. 納品物

(1) 放送大学の広告が掲載された新聞（5 部）広告掲載日から 1 週間以内

広告物の電子データは広告掲載日から 1 か月以内、最終提出期限は令和 4 年 3 月末日とする。

(2) 納品場所は、放送大学本部総務部広報課（千葉市美浜区若葉 2-1-1）

7. 著作権等

(1) 著作権

本調達において作成された広告物及び電子データの著作権について、新聞社と協議のうえ、放送大学の編集する Web サイト等に転載できるよう調整を行う。

(2) 機密保持

放送大学学園の機密情報および業務上の事項は、契約期間中、契約終了後においても第三者に漏洩してはならない。請負者は、放送大学に損害を与える行為が判明した場合は、損害賠償責任が生じるものとする。

(3) その他

本仕様書に定めた事項に疑義が生じた場合は、放送大学学園担当者と協議し、決定する。

以上